

奈良県営水道訓令第二号



奈良県水道局事務決裁規程（昭和四十二年四月奈良県営水道訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

令和五年十二月八日

奈良県知事 山下 真

第三条第八号中「一億円」を「五億円」に改める。